

7 畜産副産物適正処分等推進事業

円滑な畜産残さ処理の継続によると畜機能の維持を図るとともに、食の安全・安心の確保を図るため、全国を区域として下表に掲げる事業を実施

[留意点]

① この事業については、事業の内容欄のうち、(1)～(3)の3つより一又は複数のメニューを選択して応募することができる。

注：メニューの中のそれぞれの取組を単独で応募することはできない。

② 補助金予定総額：5,669,444千円

③ 実施期間：本事業の実施期間は令和7年度とする。

事業の内容	補助金の予定額	補助率
<p><u>(1) 肉骨粉適正処分対策事業</u></p> <p>肉骨粉等の適正処分の推進及び利用促進を図るため、次に掲げる取組を実施</p> <p>ア 肉骨粉等の適正処分</p> <p>肉骨粉等の適正処分の推進を図るため、継続的に肉骨粉等を製造している者（以下「肉骨粉等処分事業者」という。）が行う肉骨粉等原料のレンダリング処理及びこれにより製造された肉骨粉等の焼却処分に要する経費の補助</p> <p>イ 肉骨粉等の利用促進</p> <p>肉骨粉等処分事業者が製造した肉骨粉等の利用促進を図るため、肉骨粉等処分事業者等が摂取防止材との混合等の処理を行う場合に処理促進費を交付</p> <p>ウ 肉骨粉等の計画的な適正処分等の推進</p> <p>肉骨粉等の有効利用の促進並びにア及びイの事業の適正かつ円滑な推進を図るため、次に掲げる取組を実施</p> <p>(ア) 肉骨粉等の適正処分等を図るための肉骨粉等適正処分協議会等の開催</p> <p>(イ) 事業を適正かつ円滑に実施するために行う肉骨粉等処分事業者に対する助言及び指導</p> <p>(ウ) 推進会議の開催及び情報の提供等</p> <p>(エ) 事業の推進指導等</p>	<p>(1)の事業</p> <p>5,342,078千円以内</p>	<p>定額</p>

事業の内容	補助金の予定額	補助率
<p><u>(2) 牛せき柱適正管理等推進事業</u></p> <p>安全・安心な食肉等を供給するとともに、畜産残さの有効利用を図るため、次に掲げる取組を実施</p> <p>ア 牛せき柱を適正に管理した食肉事業者に対する促進費の交付</p> <p>イ 畜産残さの有効利用に取り組む食肉事業者に対する促進費の交付</p> <p>ウ ア及びイの促進費の交付に必要な推進指導等</p>	<p>(2) の事業</p> <p>304, 164 千円以内</p>	<p>定額</p> <p>ただし、アについては牛せき柱を適正管理した場合に牛1頭当たり 150 円、イについてはアを実施し、かつ、牛たん白質が混入していないことを検査・確認した場合に牛1頭当たり 300 円</p>
<p><u>(3) 畜産副産物需給安定推進事業</u></p> <p>畜産副産物製造業の経営安定化及び畜産副産物等の安全で安定的な需給体制の整備を図るため、次に掲げる取組を実施</p> <p>ア 経営安定化推進</p> <p>畜産副産物製造業の経営改善及び製造技術の向上を図るための学識経験者等によるセミナーの開催</p> <p>イ 需給安定化推進</p> <p>(ア) 国内外における畜産副産物及び畜産副産物製品の需給状況等の調査</p> <p>(イ) 畜産副産物及び畜産副産物製品の需給状況等についての問題点等の分析、改善策の策定、有効活用等の検討会の開催</p> <p>(ウ) 畜産副産物等に関する情報提供及び需要拡大のためのイベントへの参加等</p> <p>(エ) 畜産副産物製造業の再編合理化を図るための調査、検討会の開催等</p> <p>ウ 事業の推進</p>	<p>(3) の事業</p> <p>23, 202 千円以内</p>	<p>定額</p>